

公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年9月3日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成26年度

部局名：都市建設部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務 監査	公印管理 事務 公印管守者の使用承認を受けないまま、職務の任免や業務委託に係る文書に市長印を使用しているものがある。また、それらの中には、使用目的が特定された市長印を、該当しない文書に用いているものがある。	規定に基づき、使用承認を確実に行うとともに、使用目的が特定された公印の使用範囲を確認するなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	事務 監査	文書事務 職務の任免、附属機関の会議の招集及び出張の復命に係る文書において、決裁区分を誤っているため、正当な決裁権者による決裁が未了となっているものがある。	規定に基づき、正当な決裁権者による決裁を行うなど、適正な事務に努めております。
指摘事項	財務 監査	現金取扱 事務 歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、特段の理由なく、遅れて払い込んでいるものがある。	歳入の収納にあたっては、収納の翌日までは、金融機関への払い込みを完了させるなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務 監査	現金取扱 事務 規定上、出納員用と会計職員用とが区別されている市税外現金領収簿を、出納員が、その区別を意識せず、誤って使用しているものが多数ある。	市税外現金領収簿を使用する際には、各出納員が、十分確認した上で、出納員専用の領収簿を使用するなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務 監査	補助金等 交付事務 優良建築物の整備に係る補助金等交付事務において、負担行為決定書を起票しただけで、その後、数か月にわたって決裁行為がなされていないものがある。	起票した負担行為について、決裁を速やかに行うなど、適正な事務処理に努めております。